

8) 非木造耐震改修計画・設計に係わる要項

港区民間建築物耐震化促進事業実施要綱（17 港街建第 71 号）に係わる
（一社）東京都建築士事務所協会港支部の耐震特別委員会審査要綱

平成 26 年 6 月 20 日（改訂）
一般社団法人東京都建築士事務所協会
港支部 支部長 吉田 潤

1. 審査の目的

標記、耐震化促進実施要綱に基づく非木造建築物の耐震改修計画・設計の経費に係わる助成を申請する建築物が、適切な耐震改修・設計内容であるか否かについて審査し、且つその耐震改修・設計の充実を図ることを目的とする。

2. 審査の申込み

申込者は助成金交付の申請者とし、耐震改修計画・設計審査申込書（資料-1）を用いて、港支部耐震特別委員会事務局（あくと総合計画）へ申込みを行う。

3. 審査内容および期間

審査は、以下の法律および基準・指針に定める診断手法並びに技術水準に適合しているか、否かを判定する。

- ☐ 建築物の耐震改修の促進に関する法律—平成 7 年法律第 123 号
- ☐ 特定建築物の耐震診断・耐震改修に関する指針—平成 17 年建設省告示第 2089 号
- ☐ 改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律—平成 25 年法律第 20 号
- ☐ 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための基本的な方針

—平成 18 年国交省告示 184 号

審査の日程は、審査受付の約 3 週間後に第 1 回審査会を設け、受診者の説明・質疑応答結果から指摘事項の検討結果を、第 2 回審査会で審議する。

尚、審査会に先立ち「耐震改修計画・設計報告書」の構成・内容等につき事前相談が必要な場合、委員会が対応する。

審査会提出資料	「耐震改修計画・設計報告書」	4 部
	判定・評定済み「耐震診断報告書」	1 部

4. 審査手数料の通知・支払い

「耐震改修計画・設計」審査受付後、概ね下記手数料規定により算出した審査手数料の通知を行う。手数料の支払は、審査会開催までに終了するものとする。

審査手数料の目安（E X P・J 等の複数棟は別途定める）

対象建物の延べ床面積	手数料	対象建物の延べ床面積	手数料
2,000 m ² 未満	15 万円	5,000～]. 5,000 m ² 未満	30 万円
2,000～5,000 m ² 未満	20 万円	15,000 m ² 以上	40 万円

5. 耐震改修計画・設計報告書の目次構成は下記とする。

目 次

1. 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.
1-1. 建物概要	
1) 構造耐震判定指標資料	
2) 診断診断者コメント	
i 診断上の仮定	
ii 架構のモデル化	
iii 連層耐震壁の負担せん財力と曲げ・回転耐力の確認	
iv 診断結果と考察	
v 第2種構造要素の検討結果	
vi 下階壁抜け柱の検討結果	
1-2. 建物配置図・各階平面図	
1-3. 各階伏図・軸組図	
1-4. 柱・壁・梁リスト	
2. 耐震改修計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.
2-1. 耐震改修の方針	
2-2. 耐震改修の概要	
2-3. 改修前・改修後の耐震性能	
1) 改修前の診断結果表	
2) 改修後の診断結果表	
3) 改修前後の耐震性能比較表	
3. 耐震改修部材の設計・・・・・・・・・・・・・・・・	p.
4. 耐震改修設計図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.
5. 耐震改修の電算出力結果・・・・・・・・・・・・	p.
5-1. 鉛直部材の終局強度	
5-2. 保有性能基本指標 E_o	
5-3. 構造耐震指標一覧	
1) I_s 指標の算定結果	
2) $Q-F$ 指標一覧 (伏図・軸組図)	
3) 耐震性能判定結果一覧	

6. 港区民間建築物（非木造）耐震改修計画・設計経費助成フロー



